

改定：令和4年9月28日
改定：令和4年6月28日
改定：令和4年4月1日
改定：令和3年12月28日
改定：令和3年10月27日
改定：令和3年9月24日
改定：令和3年8月3日
改定：令和3年6月7日
改定：令和3年4月1日
改定：令和2年9月23日
改定：令和2年8月26日
作成：令和2年6月30日

豊橋市雇用調整助成金申請等手数料補助金 Q & A

この補助金は、中小企業事業主が雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金（国）（新型コロナウイルス感染症対策特例措置（令和2年4月1日から令和4年9月30日まで）の休業等に限る。）の申請に当たり、社会保険労務士に支払った経費の一部を補助するものです。

※この補助金は、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金（国）（新型コロナウイルス感染症対策特例措置）ではありません。

※新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、窓口での「密集」及び「密接」を防ぐため、申請書類の提出は郵送のみとさせていただきます。

豊橋市産業部商工業振興課（市役所東館10階）

人材・雇用サポートグループ

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

TEL：0532-51-2435・2437

FAX：0532-55-9090

Q 1. 補助対象である「雇用調整助成金等の支給対象となる中小企業事業主」について教えてください。（令和2年9月23日改定）

A 1. 下表をご参照ください。

主たる事業	雇用調整助成金等の 中小企業事業主の定義 (以下のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

※補助対象者を「中小企業基本法に規定する中小企業者」から拡充したことにより、以前は補助対象者に含まれなかった一般財団法人、一般社団法人、医療法人、社会福祉法人等も補助対象となりました。

Q 2. 緊急雇用安定助成金の申請を社会保険労務士に委託しました。補助対象に含まれますか。

A 2. 含まれます。

Q 3. 雇用調整助成金等の申請のための書類作成を弁護士に委託しました。補助対象となりますか。

A 3. 補助対象となりません。補助対象は、社会保険労務士への委託の場合のみです。

Q 4. 補助の支給対象となる雇用調整助成金等の休業等の期間はいつからいつまでですか。（令和4年9月28日改定）

A 4. 令和2年4月1日～令和4年9月30日です。

Q 5. 緊急対応期間以前から休業等を行っている場合は、補助対象となりますか。また、令和4年10月1日以降の休業等が含まれている場合は、補助対象となりますか？（令和4年9月28日改定）

A 5. 雇用調整助成金等の判定基礎期間に、令和2年4月1日から令和4年9月30日までの日付が含まれていれば補助対象となります。ただし、補助対象経費は、令和4年9月30日までと令和4年10月1日以降の休業等延日数の比率で案分します。

Q 6. 補助金の申請期限はいつまでですか。（令和2年9月23日改定）

A 6. 補助対象者の種類により、申請期限が異なります。

1. 従来から補助対象者であった中小企業事業主（中小企業基本法に規定する中小企業者）

雇用調整助成金等の支給決定通知書の送付を受けた日の翌日又は令和2年7月1日から起算して60日以内です。複数の支給決定通知書の送付を受けている場合は、直近で送付を受けた日の翌日又は令和2年7月1日のいずれか遅い日から起算して60日以内です。

2. 令和2年9月23日の制度改正により、新たに補助対象者となった中小企業事業主（一般財団法人、一般社団法人、医療法人、社会福祉法人等）

雇用調整助成金等の支給決定通知書の送付を受けた日の翌日又は令和2年9月24日から起算して60日以内です。複数の支給決定通知書の送付を受けている場合は、直近で送付を受けた日の翌日又は令和2年9月24日のいずれか遅い日から起算して60日以内です。

Q 7. 豊橋市内に支店がありますが、本社は市外です。一人の社会保険労務士に、豊橋市内の支店と市外の本社の雇用調整助成金等の申請を委託し、それぞれの事業所が申請を行っています。社会保険労務士へ、両事業所分の委託料をまとめて支払う場合、市外本社分の委託料も補助対象となりますか。

A 7. 豊橋市内の支店分の雇用調整助成金等の申請の委託料は補助対象になりますが、市外の本社分の委託料は補助対象になりません。豊橋市内の支店分の委託料が社会保険労務士の請求書等で確認できるようにしてください。

Q 8. 豊橋市内に本店と支店があり、それぞれが雇用保険適用事業所で、それぞれが異なる社会保険労務士と雇用調整助成金等の申請に関する委託契約を行い、それぞれが雇用調整助成金等の申請を行い、助成金の支給を受けました。この場合、本店と支店の両方で補助金の申請ができますか。

A 8. できません。1法人（1個人）につき1回の申請となりますので、この場合は本店分と支店分の補助金申請をまとめて行ってください（1事業所分で補助対象経費上限に達する場合は除く）。

Q 9. 豊橋市内に本社と支店、豊橋市外に支店があり、それぞれが雇用調整助成金等の申請が可能な雇用保険適用事業所です。豊橋市内の本社と支店は休業を行わず、豊橋市外の支店だけが休業を行い、豊橋市内の本社が、豊橋市外の支店の雇用調整助成金等の申請の社会保険労務士との委託契約を締結し、委託料の支払いを行った場合、補助対象となりますか。

A 9. 補助対象外です。豊橋市内の事業所が休業を行った場合の雇用調整助成金等の申請に係る社会保険労務士へ支払った経費のみ補助対象となります。

Q10. 補助対象経費は、具体的にどのようなものが該当しますか。

A10. 着手金や書類作成経費等、雇用調整助成金等の申請に係る社会保険労務士へ支払った経費が対象となります。雇用調整助成金等の申請をご自身でされ、申請に必要な書類作成のみ社会保険労務士へ委託した場合の委託料も補助対象経費となります。

Q11. 雇用調整助成金等の書類作成委託と併せて、小学校休業等対応助成金の申請の書類作成を社会保険労務士へ委託しました。この場合、小学校休業等対応助成金の申請に関わる社会保険労務士へ支払った委託料も補助対象となりますか。

A11. 小学校休業等対応助成金を含め雇用調整助成金等以外の申請に関わる社会保険労務士へ支払った委託料は対象となりません。社会保険労務士への委託料をまとめて支払う場合は、委託料の内訳が確認できる請求書等が必要です。

Q12. 就業規則の作成と休業等に係る労使協定書の締結のための書類作成を社会保険労務士に依頼しました。その書類作成手数料は補助対象となりますか。

A12. 包括契約（顧問契約）等を社会保険労務士と締結していて、その契約に含まれる内容であれば補助対象外です。一方、その契約に含まれていない場合は、補助対象です。

Q13. 社会保険労務士と包括契約（顧問契約）を締結していて、雇用調整助成金等の申請に係る業務も契約内容に含まれています。この包括契約に基づいて社会保険労務士に雇用調整助成金等の申請を委託しました。この場合の委託料も補助対象となりますか。

A13. 補助対象外です。雇用調整助成金等の申請に係る事務が包括契約（顧問契約）に含まれておらず、包括契約とは別に雇用調整助成金等の申請に係る委託契約を締結した場合のみ、補助対象となります。

Q14. 現在までに、雇用調整助成金等の申請手数料として社会保険労務士に支払った額が20万円未満（消費税抜き）ですが、追加で支払う予定があります。一度補助金申請を行い、社会保険労務士へ追加で支払った後に再度申請することはできますか。

A14. できません。補助金の申請は1回限りとなります。この場合、現時点での支払額を補助対象経費として申請をしていただくか、追加支払い後に合計金額を補助対象経費として申請していただくかのどちらかになります。

Q15. 雇用調整助成金等の支給決定を受ける前に補助金の申請はできますか。

A15. 申請できません。雇用調整助成金等の支給決定通知書の写しを提出していただきますので、支給決定通知書を受けて、社会保険労務士への支払完了後に、申請が可能となります。

Q16. 雇用調整助成金等が不支給となった場合でも補助金の申請はできますか。

A16. 新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に休業等を行う場合に、労働者の雇用の維持を図ろうとする補助対象者要件を満たす中小企業事業主の負担軽減を目的に実施する事業であることから、雇用調整助成金等が不支給の場合でも補助対象とします。この場合も、雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し（ただし、不支給の決定の旨が記載されたもの）を提出していただきます。

Q17. 複数の自治体に事業所があり、既に他自治体で類似の補助金を受け取っています。豊橋市の補助金も申請できますか。

A17. 類似の補助金で豊橋市内の事業所分の雇用調整助成金等に係る補助金を受け取られている場合は申請できません。豊橋市内の事業所分の雇用調整助成金等に係る補助金を受け取っていない場合は、申請できます。

Q18. 市外の社会保険労務士に委託した場合は、補助対象となりますか？

A18. 補助対象となります。